

## たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施目的

この要領で定める「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル」（以下「本プロポーザル」という。）は、令和5年7月に策定した「たつの市新宮地域小中一貫校建設基本計画」に基づく、たつの市新宮地域小中一貫校の建設に当たり、本建設工事の基本設計及び実施設計（以下「設計業務」という。）を策定する事業者について、広く企画提案を募集し、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者として選定することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託

#### (2) 業務内容

たつの市新宮地域に建設する施設一体型小中一貫校における設計業務（別紙「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。））のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月17日まで

※ 令和7年度当初に小中一貫校建設工事の発注を予定しており、発注に必要な積算資料（設計内訳書、数量調書、積算根拠資料、図面等）の提出は、令和6年12月11日とする。

#### (4) 見積限度額

439,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

この事業の契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における限度額は次のとおりとする。

令和5年度 123,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

令和6年度 316,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることを留意し、見積金額は見積限度額を超えてはならない。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) たつの市入札参加資格登録者名簿（測量・建設コンサルタント）に1年以上継続して登録されている者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者
- (3) 公告日から契約締結日までの間、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者

- (4) 提出された参加表明書等の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りではない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 平成20年4月以降において、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が発注した非木造の延べ床面積10,000㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校における校舎新築（棟別新築含む）又は改築工事（ただし、仮設校舎は除く。）に係る基本設計又は実施設計業務を元請けとして完了した実績を有している者
- (9) 設計業務に従事する責任者として、次の要件を満たす管理技術者と照査技術者を配置すること。ただし、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
  - ア 一級建築士の資格を有する者
  - イ 常勤の自社社員で3か月以上の雇用関係にある者

#### 4 参加表明書等の作成及び提出

本プロポーザルに参加するには、以下により参加表明書等を提出すること。

##### (1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	様式1	1部
業務実施体制	様式2	1部
予定技術者の経歴等 ※1	様式3	1部
企業実績	様式4	1部
技術者資格を証する資料 ※2		1部
契約書写し ※3		1部
会社パンフレット		1部

(注) ※1 「様式2 業務実施体制」に記載されている各技術者について、1人1枚ずつ作成すること。

※2 「様式3 予定技術者の経歴等」で記載した技術者保有資格について、それを証するものの写しを提出すること（資格証明書の写し等）。

※3 「様式3 予定技術者の経歴等」、「様式4 企業実績」で記載した予定技術者及び企業の業務について、契約書（表紙及び押印部分）の写しを提出すること。

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和5年8月 7日(月) から

令和5年8月21日(月) 午後4時まで

イ 提出先

本要領12に掲げる担当課

ウ 提出方法

郵送のみとする。郵送は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期日までに必着とし、到達確認を行うこと。

5 企画提案書等の作成及び提出

以下要領により企画提案書等を提出すること。

提出する企画提案書等は、「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託仕様書」に掲げる整備コンセプト及び施設整備方針を踏まえた上で、以下に掲げる内容についての考え方や手法を文章及びそれを補足するイメージ図等により、できる限り専門的な用語を避け、簡潔に分かりやすく記述すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
企画提案書	様式5	1部
企画提案及びイメージ図等 ※1	様式6	15部
見積書 ※2	様式7	1部
実績としての成果品 ※3	製本した冊子等	コピー可 3部

(注) ※1 記載する文字のサイズは原則10ポイント以上とする(必要な注記、ふりがな、掲載図中の記載文字を除く。)

※2 任意様式での提出も可とする。

※3 実績としての成果品は、「様式4 企業実績」の業務実績のうち、最上段に記載されている業務の成果品を提出すること。

(2) 企画提案について

本プロポーザルの企画提案に係る課題は、「たつの市新宮地域小中一貫校建設基本計画」を踏まえた上で、次のア～オのとおりとする。

各施設・設備を設置するに当たり、どのような機能・特色を出すのか具体的に提案すること。

提案は指定した様式(様式6)で、ア～オの提案毎に2枚以内、計10枚以内に納まるよう記載するものとし、原則添付書類を認めない。

なお、作成に当たって、提案者を特定することができる記述はしないこと。

ア 「本業務に対する取組姿勢及び実施体制について(提案1)」

本業務に対する基本的な取組方針、実施体制、たつの市担当課との連携や検討の進め方について提案すること。

イ 「新しい時代の学びに対応する、高機能化した学校(課題1)」

・各学年に応じたきめ細やかな指導を行うための少人数教室の設置

- ・多様な学習活動に対応するための多目的室や小中交流スペースの設置
  - ・メディアセンター機能を有する図書室及びICTを活用した授業を想定した普通教室等の設置
- ウ 「安心して過ごせる生活環境、災害時にも安全な防災拠点の確保（課題2）」
- ・小中一貫教育を行うため、施設一体型の中で小学校と中学校のゾーン分けを行う。
  - ・避難所として利用が想定される施設・設備は洪水時に浸水しない高さに配置し、防災機能を維持する。
  - ・職員室は小学校、中学校それぞれの職員会議と合同職員会議ができ、相談室と適用教室を設置し、不登校傾向等の児童生徒の居場所づくりに努める。
- エ 「地域に開かれた、新宮地域の核となる学校（課題3）」
- ・ふるさと教育に関する資料等を揃えたふるさと学習室（メモリアルルーム）の設置を検討する。
  - ・地域や統合する前の各小中学校の歴史や伝統・文化に触れるふるさと教育を行い、ふるさとを愛し、大切に作る心を育めるか。
  - ・ふるさと学習室等を活用して、従来からの地域とのつながりを継承し、地域からも愛される学校となるよう検討されているか。
- オ 「環境に配慮した学校（課題4）」
- ・省エネルギー化、再生可能エネルギーを積極的に導入する。
  - ・校舎屋上に太陽光発電の設置を検討する。
  - ・地域題材を生かした環境体験など、豊かな教育環境を確保し、ふるさとを愛する心を育む学校となるよう検討する。

### (3) 提出方法

#### ア 提出期間

令和5年9月 1日（金）午前9時から

令和5年9月19日（火）午後4時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで）

#### イ 提出先

本要領12に掲げる担当課

#### ウ 提出方法

持参のみとする。

## 6 本件に関する質問及びそれに対する回答方法

### (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する説明会は開催せず、質問書に対して回答し、原則、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に関する事項に限る。

また、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は、一切受け付けない。

## (2) 質問及び回答の方法

### ア 様式

質問書（様式8）

### イ 提出先

本要領12に掲げる担当課

### ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、メールタイトルには「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務に関する質問」と明記し、送信後、担当課へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

### エ 受付期間

令和5年8月 7日（月）から

令和5年8月10日（木）午後4時まで

### オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、全質問を取りまとめ、一括してたつの市ホームページに掲載する。なお、再質問は受け付けない。

## 7 審査方法及び基準等

### (1) 1次審査（書面審査）

1次審査として、参加表明書等の記載内容に関し、「(4) 評価項目 ア 1次審査」に掲げる評価項目についての審査を行い、採点結果上位5者程度を1次審査通過者として選定する。

なお、1次審査通過者が1者の場合でも、プロポーザルは継続する。

1次審査通過者については、2次審査としてヒアリングを実施する。

### (2) 2次審査（ヒアリング）

ア 1次審査通過者については、企画提案書等受付終了後、企画提案（様式6）についてヒアリングを実施する。

イ ヒアリングは、1者当たり35分以内とし、うちプレゼンテーションを25分以内、質疑応答を10分以内とする。

ウ プレゼンテーションは、たつの市に提出した企画提案書を使用して説明すること。ただし、誤字脱字がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

エ ヒアリングへの出席者は3名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。

オ プレゼンテーションの際には機材を使用する場合は、スクリーンについてはたつの市で用意するが、その他の機材は全て提案者が準備するものとする。

カ ヒアリングの日程等詳細については、別途通知するものとする。

### (3) 審査委員会

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、契約候補者の特定を行う。

(4) 評価項目

ア 1次審査

参加表明書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

	評価項目	主な評価基準	配点
1	法人の実績等	法人の実績、人員体制	25
2	取組体制及び配置人員	業務実施体制の適切さ、業務の分担等	25
3	管理技術者の技術力	同種又は類似する業務の実績	25
4	担当技術者の技術力	同種又は類似する業務の実績	25
合 計			100

イ 2次審査

1次審査の審査結果に加え、企画提案書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

		評価項目	主な評価基準	配点
参加表明書 (1次審査結果)	1	法人の実績等	法人の実績、人員体制	25
	2	取組体制及び配置人員	業務実施体制の適切さ、業務の分担等	25
	3	管理技術者の技術力	同種又は類似する業務の実績	25
	4	担当技術者の技術力	同種又は類似する業務の実績	25
	小 計 (①)			100
(A) ① × 2.0			200	
企画提案書	1	取組姿勢及び実施体制 (提案1)	ア 業務実施に当たっての基本的な取組方針	110
			イ 業務実施に当たっての実施体制	
			ウ たつの市担当課との打ち合わせ体制、支援内容	
	2	課題1に対する企画提案	評価項目の把握力並びに提案内容の独創性及び実現性	132
	3	課題2に対する企画提案		88
	4	課題3に対する企画提案		132
5	課題4に対する企画提案	88		
6	参考見積書 (価格点)	見積額の経済性	250	

	(B) 小 計	800
	合 計 (A) + (B)	1,000

## 8 契約候補者の特定

### (1) 特定方法

2次審査を行った参加表明者については、1次審査と2次審査の合計点により契約候補者を特定する。

1次審査と2次審査の合計点が最も高い参加表明者が2者以上あるときは、価格点の高い者を契約候補者とし、さらに価格点が高点の場合には、くじ引きにより契約候補者を特定する。

ただし、価格点を除いた合計点が6割に満たない者は失格とする。全参加者が6割に満たない場合は、改善事項を書面により提出させ、再度審査委員会を開催するものとする。

### (2) 結果の通知

1次審査結果については、参加表明書等受付期間終了から概ね1週間以内に参加表明者全員に対し結果通知書（様式9）により通知する。

2次審査結果については、契約候補者として特定した者及びしなかった者に対し結果通知書（様式10）により通知するものとする。

なお、各審査に通過しなかった者は、通知を受けた日から7日以内に、市長に対して書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

### (3) 契約締結交渉

(1)により特定された者と提案内容について協議を行った上で見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。

なお、契約候補者と契約締結交渉が不調のとき又は失格条件に該当すると認められた場合は、評価結果が次順位の者から順に契約締結交渉を行う。

### (4) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後にたつの市ホームページにて公表するものとする。

## 9 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領2(4)に示す見積限度額を超えた場合
- (5) 本要領3に示す参加資格を欠くこととなった場合
- (6) 参加表明者が審査委員会委員に直接、間接問わず接触を求めた場合
- (7) その他、たつの市が指示した事項に違反した場合

## 10 注意事項

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出書類について持参以外の方法による場合の不達、遅配を原因とする参加表明者の不利益が生じたとしてもたつの市は、責任を負わない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 同一の参加表明者が複数の提案をすることはできない。
- (6) 様式1～3を除き、提出書類に参加表明者（企業名）を特定できる内容を記載しないこと。
- (7) 提出された企画提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (8) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (9) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加表明者が負うものとする。
- (10) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (11) 本業務受託者となった場合でも、今後予定される新宮地域小中一貫校建設に関する業務の入札指名等を妨げるものではない。
- (12) 本プロポーザルを実施するに当たり、参加表明者から提出された企画提案書等は、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）（以下「条例」という。）の規定に基づき情報公開の対象とする。ただし、情報公開の対応は契約締結後とする。
- (13) 企画提案書等に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき、開示することを前提とする。ただし、企画提案書等の内容の中で企業秘密のため不開示を希望する部分については、参加表明者に脚注等でその部分を特定したうえで明記させることとし、開示の可否は情報公開時に判断する。
- (14) 契約候補者以外の企画提案（様式6）については、原則として不開示とする。
- (15) 2次審査を行った参加表明者数及び名称、並びに審査の評価点については、契約締結決定後にたつの市ホームページで公表する。ただし、公表に当たっては、特定されなかった参加表明者と評価点が結びつかないよう個別具体的に対応するものとする。
- (16) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

### 1.1 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書等の受付期間	令和5年8月 7日（月）～8月21日（月）
質問受付	令和5年8月 7日（月）～8月10日（木）
質問回答	令和5年8月16日（水）まで
1次審査結果の通知	参加表明書等受付期間終了後概ね1週間後まで
企画提案書等の受付期間	令和5年9月 1日（金）～9月19日（火）
ヒアリング	令和5年9月26日（火）
2次審査結果の通知	令和5年9月下旬（予定）
契約締結	令和5年10月上旬（予定）

### 1.2 担当課

たつの市教育委員会事務局 教育管理課 教育環境整備課 環境整備係  
〒679-4192

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

TEL 0791-64-3205（直通）

FAX 0791-63-3883

E-mail [kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp](mailto:kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp)